

平成26年10月6日
京都市行財政局
財政部契約課

公共工事における年間発注見通しの公表内容等について

公共工事における年間発注見通しの公表内容のうち、工事及び建設コンサルタント業務等につきまして、以下のとおり、10月公表分から、「概算額区分」を公表項目に加えるとともに、公表回数を年2回から年4回に変更します。

項目	現状	改正後
予定価格の概算額 (工事)	未公表	以下の6区分に分け、公表 ○WTO協定の適用基準額(20億2,000万円)以上 ○4億円以上, WTO協定の適用基準額未満 ○1億円以上, 4億円未満 ○5,000万円以上, 1億円未満 ○2,500万円以上, 5,000万円未満 ○250万円超, 2,500万円未満
予定価格の概算額 (建設コンサルタント業務等)	未公表	以下の3区分に分け、公表 ○WTO協定の適用基準額(2億円)以上 ○1,000万円以上, WTO協定の適用基準額未満 ○250万円超, 1,000万円未満
公表時期 (工事及び建設コンサルタント業務等)	年2回 (4月, 10月)	年4回 (4月, 7月, 10月, 1月)